

◎宇宙基本法

(平成二〇年五月二八日法律第四三号)(衆)

一、提案理由(平成二〇年五月二三日・衆議院本会議)

○中野清君 たいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本案の趣旨について御説明申し上げます。

宇宙は、人類にとってかけがえないものであり、本案は、その開発及び利用に当たって、世界の平和、人類の福祉の向上等に貢献しようとするものであります。

近年、宇宙開発利用については、人工衛星を利用したGPS、放送サービスあるいは災害監視など、その技術等がさまざまな分野で活用されており、私たちの日常生活や各分野においても重要な役割を果たすようになっております。

こうした科学技術の進展その他内外の諸情勢の変化に伴い、宇宙開発利用の重要性が増大していることにかんがみ、我が国の宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本案を提案することとした次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、宇宙開発利用は、宇宙開発利用に関する条約等の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念のつとり、行われるものとするなど、宇宙開発利用に関する基本理念を定めることとしております。

第二に、国は、国際社会の平和及び安全の確保に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずるものとするなど、宇宙開発利用に関する基本理念の実現を図るために基本となる事項を定めることとしております。

第三に、宇宙開発利用の推進に関する基本的な方針等を定める宇宙基本計画を作成しなければならないこととしております。

第四に、内閣に、宇宙開発戦略本部を置くこととし、その本部長は、内閣総理大臣をもって充てることとしております。

その他、附則において、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る五月九日内閣委員会におきまして、賛成多数をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

なお、本案に関する決議を議決したことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い

い申し上げます。

○決議（平成二〇年五月九日）

政府は、宇宙基本法の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

一 宇宙開発利用は日本国憲法の平和主義の理念を基調とし、宇宙環境との調和・共生を図りつつ、国民生活の向上のみならず、地球全体の利益向上に資するよう配慮して行うこと。

二 内閣に宇宙開発戦略本部を設置し、中枢機関として我が国の宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するに当たっては、宇宙科学の振興に携わる有識者の意見を十分に取り入れ、施策に反映させるよう努めること。

三 宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を行う組織を整備するに当たっては、宇宙基本計画の作成、宇宙開発利用に係る関連法案の整備、宇宙開発利用に係る予算の管理等について、宇宙開発利用に関する政策を戦略的、総合的かつ一体的に推進するよう努めること。

また、その組織の長には特定の省益にとらわれない、大局的な判断ができる者を充てるよう努めることとし、その組織の職員については、特定の省庁から偏った登用をする

ことなく、独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他宇宙開発利用に係る機関、あるいは宇宙開発利用に携わる民間企業から幅広く登用するよう努めること。

四 本法の施行後一年を用途に、内閣府に宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を行わせるに当たっては、宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を行う組織の在り方について、宇宙開発利用に関する政策を戦略的、総合的かつ一体的に推進するための、将来の推進体制を見据えて検討した上で、必要な法制の準備その他の措置を講ずること。

また、内閣府において宇宙開発戦略本部に関する事務を処理するに当たっては、関係府省と緊密な連携をとり、一体的かつ戦略的に行うこと。

五 独立行政法人宇宙航空研究開発機構については、本法に掲げる宇宙開発に関する基本理念を実現するため、宇宙基本計画に従って運営するとともに、目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、所管する行政機関等について、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の見直しも含め、本法の施行後一年を用途に検討すること。

その他の宇宙開発利用に関する機関の統合等についても、本法の施行後一年を用途に検討すること。

なお、宇宙開発委員会については、宇宙開発戦略本部と

の関係において、その在り方について検討すること。

六 本法の施行後二年以内を目的に、宇宙開発利用に関する条約等に従い、宇宙活動に係る規制などに関する法制を整備するよう努めること。

右決議する。

二、参議院内閣委員長報告(平成二〇年五月二日)

○岡田広君 たいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、宇宙開発利用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、並びに宇宙基本計画の作成について定めるとともに、宇宙開発戦略本部を設置する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院内閣委員長中野清君より趣旨説明を聴取した後、本法律案と昭和四十四年の衆議院決議との整合性、宇宙関係予算の管理の在り方、宇宙開発利用に関する情報公開等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案ど

宇宙基本法

おり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し六項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年五月二〇日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

一、宇宙開発利用は日本国憲法の平和主義の理念を基調とし、宇宙環境との調和・共生を図りつつ、国民生活の向上のみならず、地球全体の利益向上に資するよう配慮して行うこと。

また、宇宙開発利用に関する情報の適切な管理のため、必要な施策を講じるに当たっては、情報の透明性を可能な限り確保し、宇宙開発利用に伴い生じた成果を十分に国民に伝え広める体制を整備するよう努めること。

二、内閣に宇宙開発戦略本部を設置し、中枢機関として我が国の宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するに当たっては、宇宙科学の振興に携わる有識者の意見を十分に取り入れ、施策に反映させるよう努めること。

三、宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を行う組織を整備するに当たっては、宇宙基本計画の作成、宇宙開発利用に係る

関連法案の整備、宇宙開発利用に係る予算の管理等について、宇宙開発利用に関する政策を戦略的、総合的かつ一体的に推進するよう努めること。

また、その組織の長には特定の省益にとられない、大局的な判断ができる者を充てるよう努めることとし、その組織の職員については、特定の省庁から偏った登用をすることなく、独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他宇宙開発利用に関係する機関、あるいは宇宙開発利用に携わる民間企業から幅広く登用するよう努めること。

四、本法の施行後一年を目途に、内閣府に宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を行わせるに当たっては、宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を行う組織の在り方について、宇宙開発利用に関する政策を戦略的、総合的かつ一体的に推進するための、将来の推進体制を見据えて検討した上で、必要な法制の準備その他の措置を講ずること。

また、内閣府において宇宙開発戦略本部に関する事務を処理するに当たっては、関係省庁と緊密な連携をとり、一体的かつ戦略的に行うこと。

五、独立行政法人宇宙航空研究開発機構については、本法に掲げる宇宙開発に関する基本理念を実現するため、宇宙基本計画に従って運営するとともに、目的、機能、業務の範囲、組

織形態の在り方、所管する行政機関等について、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の見直しも含め、本法の施行後一年を目途に検討すること。

その他の宇宙開発利用に関係する機関の統合等についても、本法の施行後一年を目途に検討すること。

なお、宇宙開発委員会については、宇宙開発戦略本部との関係において、その在り方について検討すること。

六、本法の施行後二年以内を目途に、宇宙開発利用に関する条約等に従い、宇宙活動に係る規制などに関する法制を整備するよう努めること。

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。